平成２１年（フ）第５６５号
埼玉県北本市中丸５丁目186番地
債務者　位田　健二
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
埼玉県和光市白子２丁目９番15号　サンテラス司206
債務者　三森　一枝（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５６８号
埼玉県新座市野火止５丁目16番13号　フルール21・205号室
債務者　阿部　正己
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５７６号
埼玉県川口市芝１丁目６番５号　アレックス瞳101号、旧住所埼玉県川口市西川口１丁目24番２―309号　日神パレス西川口
債務者　工藤　一志
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
埼玉県蓮田市関山３丁目10番17号
債務者　新藤　政治
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
埼玉県蓮田市関山３丁目10番17号
債務者　新藤美代子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２６号
さいたま市緑区大字中尾2321番地３
債務者　大崎　義輝
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７５４号
さいたま市北区大成町４丁目334番地　エンドレス大成１―205
債務者　加藤美代子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡719番地９
債務者　白木　秀明
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６２号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡719番地９
債務者　白木　静代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
埼玉県春日部市米島1196番地24　ウィステリア南桜井103号、旧住所埼玉県春日部市大衾197番地７
債務者　中村　伸弘
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
埼玉県越谷市千間台西４丁目９番地11ロワールピアＢ―101
債務者　西家　　翠
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
千葉県香取市大戸川84番地６
債務者　広畑　一之
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第４２号
大分県杵築市大田沓掛1524番地
債務者　田原　光代
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第４３号
大分県豊後高田市界1044番地１
債務者　阿形奈緒美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第５５号
大分県中津市大字蛎瀬1222番地の10
債務者　橋本　　正
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第５７号
大分県豊後高田市高田2686番地２
債務者　酒井多美子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第６０号
大分県中津市大字下池永1007番地　中北コーポ103号
債務者　中堀　浩孝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係